

# 突然死等予防対策検査費助成金交付要綱

平成 21 年 4 月 1 日制定

平成 22 年 3 月 10 日一部改正

平成 24 年 5 月 10 日一部改正

平成 24 年 6 月 11 日一部改正

平成 25 年 5 月 9 日一部改正

平成 26 年 4 月 28 日一部改正

公益社団法人 沖縄県トラック協会

## (事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に常時使用される運転者の運転中における突発性運転不能障害を引き起こす可能性が高い疾患等（以下「突然死等」という。）に起因する事故防止を図るため、突然死等予防対策検査（以下「検査」という。）を受診させた運送事業者に対して助成金を交付する。

## (突然死等の定義)

第 2 条 本要綱でいう突然死等とは、次に掲げるものとする。

### (1) 脳疾患

- ① 脳内出血 ②くも膜下出血 ③脳梗塞 ④一過性脳虚血発作

### (2) 心臓・血管疾患

- ① 心筋梗塞 ②狭心症 ③不整脈 ④弁膜症 ⑤解離性大動脈瘤

## (対象検査の種類及び対象者)

第 3 条 助成の対象となる検査は、前条（1）にあたる検査を脳ドック、同（2）にあたる検査を心臓ドックとし、運送事業者に常時使用される運転者が検査を受診した場合、対象とする。

## (助成対象額及び受診人数上限)

第 4 条 助成金の額及び、受診人数上限は別紙 1 のとおりとし、助成対象検査費に消費税は含まないものとする。

## (実績報告及び助成金の請求)

第 5 条 運送事業者は、検査が完了したときは、第 6 条の期日までに、様式 1 「突然死等

予防対策検査費助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）、検査したことが確認（医療機関から発行される領収証、検査の種類及びその受診者）できる書面の写しを沖ト協に提出しなければならない。

#### （助成金の交付請求期限）

第6条 前条の助成金交付請求期限は受診した日の属する会計年度の3月10日までとする。ただし、3月10日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

#### （助成金交付）

第7条 沖ト協は、第5条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

#### （その他必要な事項）

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

#### 附則（平成21年4月1日）

第1条 本要綱は平成21年4月1日より適用する。

#### 附則（平成22年3月10日）

第1条 本要綱は平成22年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱（平成21年4月1日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

#### 附則（平成24年5月10日）

第1条 本要綱は平成24年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱（平成22年3月10日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

#### 附則（平成24年6月11日）

第1条 本要綱は平成24年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱（平成24年5月10日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成25年5月9日）

第1条 本要綱は平成25年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱（平成24年6月11日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成26年4月28日）

第1条 本要綱は平成26年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱（平成25年5月9日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

## 突然死等予防対策検査費助成額及び受診上限人数（第 4 条関係）

平成 26 年 4 月 1 日現在

		沖ト協 会員事業者	沖ト協 非会員事業者
①	受診上限人数 ※注 1	1 事業者あたり 1 人まで	1 事業者あたり 1 人まで
②	1 人あたりの助成額 ※注 2	10,000 円	2,000 円

※注 1 常時使用される運転者のみ対象

※注 2 1 人あたりの助成額を下回った場合は、実費分とする。